

重点支援給付金(追加支給分)に関するよくある質問と回答

Q1	給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか。
A1	<p>【個人住民税非課税世帯】</p> <p>対象と思われる世帯(基準日において令和5年度分の個人住民税均等割が非課税である世帯)には、佐久市から「お知らせ通知」または「確認書」を送付します。「お知らせ通知」が届いた方は、記載されている支給口座に不都合がない場合は手続きの必要はありません。「確認書」が届いた方は、内容をご確認及びご署名のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。また、給付金の対象と思われる世帯であっても、世帯の状況により「お知らせ通知」または「確認書」が送付されないことがありますので、この場合、給付金を受給するためには申請が必要です。</p> <p>【家計急変世帯】</p> <p>個人住民税非課税世帯以外の世帯のうち、「予期せぬ事由により収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が個人住民税均等割非課税相当水準以下」である世帯であり、給付金を受給するためには申請が必要です。必要事項を記入した申請書と必要書類を提出してください。</p>

Q2	世帯とは何が基準となるのでしょうか。
A2	住民票に登録されている世帯です。ご自身の世帯の状況を確認したい場合は、佐久市役所市民課・各支所市民係・各出張所で、世帯全員の住民票をお取りください。

Q3	個人住民税非課税世帯かどうかは、いつからいつまでの所得額で決まるのでしょうか。
A3	令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得額によって決まります。

Q4	私は生活保護を受給していますが、支給の対象となりますか。また、収入としてみなされるのでしょうか。
A4	支給の対象・対象外は、基準日における住民基本台帳の世帯単位の課税状況で判定しますので、世帯の中に個人住民税課税者が含まれる場合、及び個人住民税が課税されている方に世帯全員が扶養されている場合は支給対象外となりますが、給付要件を満たしている場合は支給対象となります。 なお、給付金は、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定されない取扱いとなります。

Q5	個人住民税非課税世帯で年金を受け取っていますが、支給対象になりますか。
A5	世帯全員が給付要件を満たしていれば支給対象となります。

Q6	施設等(老人ホーム等)に入所している者は給付対象となりますか。
A6	世帯全員が給付要件を満たしていれば支給対象となります。

Q7	親(その他身内など)と同居しているが、世帯は別です。この場合は給付の対象になりますか。
A7	世帯全員が、個人住民税均等割が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯ではないなど、給付要件を満たしていれば支給対象となります。

Q8	外国人も対象になりますか。
A8	令和5年12月1日時点で日本国内に住民登録があり、給付要件を満たしている方であれば支給対象となります。

Q9	基準日の翌日以降に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。
A9	世帯は基準日において判定するため、基準日の翌日以降に世帯分離の届出があつたとしても、基準日では同一世帯のため、世帯分離後のいずれかの世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯は給付金の支給対象にはなりません。

Q10	「世帯全員が、個人住民税均等割が課税されている他の親族等(課税者)からの扶養を受けている世帯」とありますが、具体的にどのような世帯をいうのでしょうか。
A10	例えば、親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)などの世帯をいいます。なお、扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族等(16歳未満の者を含む)のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

Q11	私は親元を離れて一人暮らしをしている大学生で、自身の収入はありません。支給の対象になりますか。
A11	住民票が親とは別の単身世帯で佐久市に登録されていれば支給対象となります。

Q12	個人住民税非課税世帯への支給を受けた後に、家計急変世帯への支給を受けることはできますか。
A12	原則として、家計急変世帯向け給付の給付対象となりません。

Q13	個人住民税非課税世帯への給付金は、いつ頃振り込まれますか。
A13	令和5年12月26日から順次支給いたします。 ただし、申請が集中した場合、順番で処理をするためお時間をいただく場合があります。

Q14	収入がなかったため、住民税の申告はしていませんでした。給付金を受け取るために住民税の申告が必要ですか。
A14	今回の個人住民税非課税世帯への給付金の受給にあたっては、個人住民税の非課税決定を受けていることは必須ではありません。そのため、収入がなく未申告の場合は、確認書または申請書において、その旨を確認・誓約してください。ただし、受給後、記載事項について虚偽であることが判明した場合や、個人住民税が課税となる所得があるのに申告していないなど、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただくことになります。

Q15	基準日以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取り扱いとなるのでしょうか。
A15	<p>基準日以降に世帯主が亡くなった場合については、以下のとおりです。</p> <p>【確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合】</p> <p>①他に世帯員がいる場合 残った世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。</p> <p>②単身世帯の場合 世帯自体がなくなってしまうため、支給はされません。</p> <p>【確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合】 当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。</p>

Q16	家計急変世帯の申請者が選定する任意の1か月とは、どの月を選定してもよいですか。
A16	令和5年1月から12月までであれば、どの月を選定しても構いませんが、直近の家計の状況に基づき判定をするためには、申請月に可能な限り近接した月を選定されるのが望ましいです。

Q17	1年間のうち、収入月が特定月に生じる業種の場合でも、家計急変世帯の支給対象となりますか。
A17	<p>予期せぬ事由により収入が減少した訳でなければ、支給対象にはなりません。例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、支給要件を満たしません。</p> <p>予期せぬ事由により収入が減少したわけではないにも関わらず、意図的に給付を申請することは不正行為に該当するため、不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。</p>

Q18	定年退職により収入(所得)が減少し、非課税水準となる場合、家計急変世帯として申請をしてもよいですか。
A18	当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は、家計急変世帯の対象とはなりません。

Q19	口座確認書類は必ず添付しなければいけませんか。
A19	確認書にあらかじめ記載されている口座や公金受取口座以外への振込をご希望の場合は、添付いただく必要があります。 また、申請の場合は、口座確認書類の添付は必須です。

Q20	家計急変世帯として申請をし、非課税相当額とならずに不支給となったことがあっても世帯状況の変化により再申請を行うことは可能ですか。
A20	予期せぬ事由による家計急変であって、任意の1か月の収入が個人住民税非課税相当の水準まで減収している場合には、再申請により給付対象となることがあります。ただし、本給付金の受給は1世帯につき1回限りです。

Q21	家計急変世帯として申請する際に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらうことができないのですが、どうしたらよいですか。
A21	預金通帳の写し等、令和5年分の収入額に分かる書類がある場合には、その写しをご提出ください。

Q22	通帳への振込時には、どのような記載がされますか。
A22	通帳には「サクシキュウフキン」と記載されます(表示文字数制限ある場合は途中まで。)

Q23	オンラインでの申請は対応していますか。
A23	申し訳ございませんが、オンラインによる給付金の受付は行っておりません。

Q24	審査が終わると、佐久市から何かお知らせが届きますか。
A24	支給が決定した場合には、支給決定通知書を送付します。また、不支給となった場合にはその理由を記載した不支給決定通知書を送付します。

Q25	金融機関で口座が作れない等、どうしても口座での受け取りができない場合は、どうしたらよいですか。
A25	佐久市役所福祉課(Tel0267-78-5468)へお問い合わせください。

